

茨城工業高等専門学校教員昇任要項

令和8年5月26日
制 定

(趣旨)

第1条 この要項は、茨城工業高等専門学校教員任用規程（以下、「教員任用規程」という。）第7条の規定に基づき、教員の昇任審査（以下「審査」という。）に関し必要な事項を定める。

(教員カテゴリー)

第2条 審査における教員カテゴリーは、次に掲げるとおりとする。

- (1) 理工系専門教員
- (2) 人文系教員
- (3) 専門職教員（保健体育担当教員、キャリア教育担当教員等）

2 前項の適用に疑義がある場合は、担当分野、職務内容、教育研究上の必要性その他の事情を踏まえ、教員任用審査会（以下「審査会」という。）が適否を判断する。

(審査の対象)

第3条 審査の対象は、原則として次の各号に掲げる経験年数及び別表1に定める資格等を有する者とする。

- (1) 教授への昇任 准教授5年以上
- (2) 准教授への昇任 講師又は助教2年以上
- (3) 講師への昇任 助教2年以上

2 前項の経験年数には、他の機関等における経歴（民間等における経歴を含む。）を含めることができる。

3 第1項の規定にかかわらず、優れた業績を有し昇任候補者とするのが適当であると校長が特に認めた者については、審査の対象とすることができる。

(審査事項)

第4条 審査に当たっては、昇任後の職位に係る教員任用規程別記に定める職位別水準（以下「職位別水準」という。）への適合性について、次に掲げる事項を総合的に審査する。

- (1) 教育上の能力及び実績
- (2) 研究上又は実務上の知識、能力及び実績
- (3) 学生支援、学級担任、課外活動、キャリア支援等に関する実績
- (4) 校務、系・部運営、委員会活動その他学校運営への貢献
- (5) 資格、実務経験その他担当分野に必要な専門的基礎
- (6) 教員としての適格性
- (7) その他審査会が必要と認める事項

(昇任の発議)

第5条 昇任を発議しようとする系、部その他関係組織の長は、教員任用規程第5条第2項に規定する発議書に必要書類を添えて、教員任用審査会に提出するものとする。

(提出書類)

第6条 審査に当たっては、次に掲げる書類を提出するものとする。

- (1) 個人調書
- (2) 業績調書

- (3) 主要な研究業績又は実務上の業績を示す資料
- (4) 本校における教育、研究又は実務、学生指導及び校務に関する実績を示す資料
- (5) 当該系又は部からの推薦書
- (6) 資格等、実務経験その他担当分野に必要な専門的基礎を確認できる資料
- (7) その他審査会が必要と認める書類

2 教授昇任への審査に当たっては、前項各号に掲げる書類のほか、次に掲げる書類を提出するものとする。

- (1) 教授昇任後の学校又は系等運営への抱負
- (2) 教授昇任後の研究計画又は教育研究上の計画
- (3) 昇任候補者の能力を評価できる者からの評価書又は推薦書

3 提出書類の様式、記載事項、提出方法その他必要な事項は、校長が別に定める。

(総合判断)

第7条 審査会は、職位別水準、審査事項、資格等、提出書類及び教員業績評価に係る学内規則等に基づく評価結果その他必要な資料を総合的に考慮し、別表2に定める教員業績評価の基本的取扱いを踏まえた上で、昇任候補者として校長に推薦する者を決定する。

2 特に顕著な業績又は特別の事情がある場合は、審査事項の一部を弾力的に取り扱うことができる。

3 前項の取扱いをする場合は、その理由を審査記録に残すものとする。

(記録)

第8条 審査に当たっては、審査過程、審査結果その他必要な事項を記録するものとする。

(雑則)

第9条 この要項に定めるもののほか、審査に関し必要な事項は、校長が別に定める。

附 則 (令和8年5月26日制定)

1 この要項は、令和8年6月1日から施行する。

2 茨城工業高等専門学校における教員内部昇任時に考慮する事項の取扱い（平成24年3月9日教員任用審査会承認）は、廃止する。

別表1 資格等の基本的取扱い

教員カテゴリー	昇任後の職位	資格等
理工系 専門教員	教授又は准教授	専門分野に係る博士の学位又は技術士資格を有する者
	講師	専門分野に係る博士又は修士の学位、若しくは技術士資格を有する者
人文系 教員	教授又は准教授	専門分野に係る博士又は修士の学位を有する者
	講師	専門分野に係る修士の学位を有する者
専門職 教員	教授又は准教授	専門分野に係る博士の学位又は修士の学位を有する者
	講師	豊富な実務経験及び専門分野に係る博士、修士又は学士のいずれかの学位を有する者

備考

- 1 理工系専門教員のうち教授又は准教授への昇任については、特例適用専攻科における学修総まとめ科目担当教員の審査に適合すること又は適合することが見込まれることを確認する。
- 2 実務経験、資格、教育上、研究上又は実務上の実績その他の事情を総合的に考慮することができる。

別表2 教員業績評価の基本的取扱い

教員カテゴリー	評価領域	教授への昇任	准教授への昇任	講師への昇任
理工系 専門教員	教育	標準的な業績を上げていること		
	研究	標準を上回る業績を上げていること		標準的な業績を上げていること
	社会貢献			
	学校運営	標準を上回る業績を上げていること	標準的な業績を上げていること	
人文系 教員	教育	顕著な業績を上げていること	標準を上回る業績を上げていること	
	研究	標準的な業績を上げていること		
	社会貢献			
	学校運営	顕著な業績を上げていること	標準的な業績を上げていること	
専門職 教員	教育	1つ以上の領域で顕著な業績を上げており、その他の領域についても標準以上の業績を上げていること	1つ以上の領域で標準を上回る業績を上げており、その他の領域についても標準以上の業績を上げていること	
	研究			
	社会貢献			
	学校運営	顕著な業績を上げていること	標準を上回る業績を上げていること	

※標語の基準

標準的な業績・・・概ねA以上

標準以上の業績・・・S以上を含み概ねA以上

標準を上回る業績・・・A以上を含み概ねS以上

顕著な業績・・・概ねS+以上

「概ね」は単年度の評価のみによらず、直近数年間の評価結果を総合的に勘案して判断する趣旨